

5 年 保 存
秘
Ⓐ ・ 無制限
平成24年4月6日から 平成29年4月5日まで

基監発0406第3号
平成24年4月6日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」の
一部改正について

平成23年4月1日付け基監発第2号「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」については、平成24年度予算及び平成24年4月6日付け基監発0406第2号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における労基法等の説明について」の記の1の(2)を踏まえ、別紙のとおり改正し、平成24年4月2日から運用することとしたので、了知の上、効果的な運用を図られたい。

「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」（平成 23 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 2 号）新旧対照表

改正後	現 行
5 年 保 存 秘 Ⓐ ・ 無制限 平成 24 年 4 月 6 日から 平成 29 年 4 月 5 日まで 基監発 0401 第 2 号 平成 23 年 4 月 1 日 改正 基監発 0406 第 3 号 平成 24 年 4 月 6 日	秘 5 年保存 基監発 0401 第 2 号 平成 23 年 4 月 1 日
都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略) 自動車運転者時間管理等指導員の活用について 自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）の配置 に関して留意すべき事項については、平成 23 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意す べき事項について」により指示しているところであるが、指導員の活 動内容等については下記のとおりであるので、自動車運転者の労働条 件等の改善を図るため、指導員の活用に遺漏なきを期されたい。	都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 自動車運転者時間管理等指導員の活用について 自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）の配置 に関して留意すべき事項については、平成 23 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意す べき事項について」により指示しているところであるが、指導員の活 動内容等については下記のとおりであるので、自動車運転者の労働条 件等の改善を図るため、指導員の活用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 指導員による指導・助言等の対象となる事業

指導員による指導・助言等の対象となる事業は、1に掲げる事業並びに2及び3に掲げる事業のうち必要と認められる事業とする。

1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

第2条に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 一般貨物自動車運送事業（郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）に基づき委託を受けて郵便物の運送等を行うことを主たる業務とする事業を除く。）

(5) 特定貨物自動車運送事業

2 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業

- (1) 土砂・砂利
- (2) 危険物
- (3) 生コンクリート
- (4) 木材、紙又はパルプ
- (5) 鉄鋼材又は建築用鉄骨・鉄筋
- (6) 鮮魚

記

第1 指導員による指導・助言等の対象となる事業

指導員による指導・助言等の対象となる事業は、1に掲げる事業並びに2及び3に掲げる事業のうち必要と認められる事業とする。

1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

第2条に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 一般貨物自動車運送事業（郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）に基づき委託を受けて郵便物の運送等を行うことを主たる業務とする事業を除く。）

(5) 特定貨物自動車運送事業

2 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業

- (1) 土砂・砂利
- (2) 危険物
- (3) 生コンクリート
- (4) 木材、紙又はパルプ
- (5) 鉄鋼材又は建築用鉄骨・鉄筋
- (6) 鮮魚

(7) 農産物

- 3 常態として長距離貨物運送（「一の運行」の運転時間が9時間以上又は「一の運行」の走行距離が450キロメートル以上の貨物輸送をいう。）を行う貨物自動車を使用する事業

第2 指導員の構成

指導員は、バス業（上記1(1)及び(2)）、タクシー業（上記1(3)）、道路貨物運送業（上記1(4)及び(5)）それぞれの業種について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）を含む労働関係法令に精通し、法令等の遵守にかかる具体的指導を期待できる者（以下「法令指導員」という。）と業界の実情、経営課題等に精通し、自動車運転者の労務管理に深い知識と経験を有する者（以下「業界指導員」という。）との2名ずつにより構成するものとする。

第3 指導員の活動内容

指導員の活動内容は、次に掲げるものとする。

1 個別訪問

(1) 個別訪問による指導・助言の実施

道路貨物運送業、タクシー業及びバス業について、原則として、それぞれ法令指導員及び業界指導員の2名により、自動車運転者を使用する事業場を個別訪問し、事業主等に対して自動車運転者の労働条件等の改善に係る指導及び助言を実施すること。

個別訪問は、事業場側からの要請があるなどの場合において

(7) 農産物

- 3 常態として長距離貨物運送（「一の運行」の運転時間が9時間以上又は「一の運行」の走行距離が450キロメートル以上の貨物輸送をいう。）を行う貨物自動車を使用する事業

第2 指導員の構成

指導員は、バス業（上記1(1)及び(2)）、タクシー業（上記1(3)）、道路貨物運送業（上記1(4)及び(5)）それぞれの業種について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）を含む労働関係法令に精通し、法令等の遵守にかかる具体的指導を期待できる者（以下「法令指導員」という。）と業界の実情、経営課題等に精通し、自動車運転者の労務管理に深い知識と経験を有する者（以下「業界指導員」という。）との2名ずつにより構成するものとする。

第3 指導員の活動内容

指導員の活動内容は、次に掲げるものとする。

1 個別訪問

(1) 個別訪問による指導・助言の実施

道路貨物運送業、タクシー業及びバス業について、それぞれ法令指導員及び業界指導員の2名により、自動車運転者を使用する事業場を個別訪問し、事業主等に対して自動車運転者の労働条件等の改善に係る指導及び助言を実施すること。

個別訪問は、事業場側からの要請があるなどの場合においては、必要に応じ、同一事業場に対して複数回実施することも差

は、必要に応じ、同一事業場に対して複数回実施することも差し支えないこと。

(2) 訪問対象の選定

ア 個別訪問対象候補の選定

個別訪問を行う対象の候補は、管内の各労働基準監督署（以下「署」という。）から都道府県労働局（以下「局」という。）へ提供された情報等をもとに管内の実情を勘案し、指導員の意見を聴取した上で、改善基準にかかる指導・助言を要すると認められる事業場で、
[redacted]

対象候補となった事業場に対しては、指導員において個別訪問の了解を得ること。なお、それに先立って、本制度の趣旨及び有益性等を都道府県労働局労働基準部監督課長（以下「監督課長」という。）名で通知するなど、予め事業場から個別訪問の了解を得やすい環境や事業場が本制度の指導・助言を受け入れやすい環境の整備に努めること。

イ 対象の決定

個別訪問を行う事業場は、個別訪問の了解を得られた事業場の中から監督課長の判断により、原則として、一業界当たり
[redacted]を目安に選定すること。また、効率的な指導を行うため、都道府県労働局の管内の実情等に応じて、全体として
[redacted]を目安とする範囲内で柔軟に対応して差し支えないこと。

し支えないこと。

(2) 訪問対象の選定

ア 個別訪問対象候補の選定

個別訪問を行う対象の候補は、管内の各労働基準監督署（以下「署」という。）から都道府県労働局（以下「局」という。）へ提供された情報等をもとに管内の実情を勘案し、指導員の意見を聴取した上で、改善基準にかかる指導・助言を要すると認められる事業場で、
[redacted]

対象候補となった事業場に対しては、指導員において個別訪問の了解を得ること。なお、それに先立って、本制度の趣旨及び有益性等を都道府県労働局労働基準部監督課長（以下「監督課長」という。）名で通知するなど、予め事業場から個別訪問の了解を得やすい環境や事業場が本制度の指導・助言を受け入れやすい環境の整備に努めること。

イ 対象の決定

個別訪問を行う事業場は、個別訪問の了解を得られた事業場の中から監督課長の判断により、一業界当たり
[redacted]を目安に選定すること。

なお、対象事業場に対しては、指導員において事前に個別訪問日の日程調整等を行うこと。

なお、対象事業場に対しては、指導員において事前に個別訪問日の日程調整等を行うこと。

(3) 個別訪問の手順

個別訪問については、原則として以下の手順で行うこと。

ア 個別訪問準備

個別訪問を行うに当たり、以下の準備を行うこと。

なお、訪問の際には、必ず自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

(7) 対象事業場に関する情報の収集

訪問対象事業場については、事前にインターネット等により事業場に関する基本情報を収集しておくこと。

(i) 労務管理状況調査票の記入要請

訪問対象事業場の業種に応じ、事前に別添2-1～別添2-3の労務管理状況調査票を送り、訪問日までに記入させておくこと。 [REDACTED]

(j) 各種パンフレット等の準備

指導・助言を行うに当たって必要となる各種パンフレット等の資料を選定し、必要部数用意しておくこと。

イ 指導・助言の実施

(7) [REDACTED]

(3) 個別訪問の手順

個別訪問については、原則として以下の手順で行うこと。

ア 個別訪問準備

個別訪問を行うに当たり、以下の準備を行うこと。

なお、訪問の際には、必ず自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

(7) 対象事業場に関する情報の収集

訪問対象事業場については、事前にインターネット等により事業場に関する基本情報を収集しておくこと。

(i) 労務管理状況調査票の記入要請

訪問対象事業場の業種に応じ、事前に別添2-1～別添2-3の労務管理状況調査票を送り、訪問日までに記入させておくこと。 [REDACTED]

(j) 各種パンフレット等の準備

指導・助言を行うに当たって必要となる各種パンフレット等の資料を選定し、必要部数用意しておくこと。

イ 指導・助言の実施

(7) [REDACTED]

（イ）改善基準に違反した運行があった場合は、その原因を
ね、遵守するための方策等について、各種パンフレット等
も活用しながら指導・助言を行うこと。

労務管理関係書類の未整備等が認められた場合は、整備
の必要性について説明した上で、作成方法等について指
導・助言を行うこと。

（ロ）そのほか、対象事業場が抱える労働基準関係法令等労務
管理上の問題等についても、必要に応じ助言等を行うこと。

ウ 文書交付

対象事業場における調査及び指導・助言等が終了した段階
で、面接者に別添３－１～別添３－３の点検結果書を交付す
ること。

その際、改善を求める事項があった場合は、期限までに、
別添４の改善状況報告書により報告するよう求めること。

エ 個別訪問の報告

個別訪問終了後、労務管理状況調査票及び交付した点検結
果書の写しを対象事業場の現状、指導・助言の内容等につい
て記述した自動車運転者時間管理等指導員勤務報告（執務準
則別紙様式１）に添付して速やかに監督課長へ提出すること。

オ 指導・助言に対する報告

（イ）改善基準に違反した運行があった場合は、その原因を
ね、遵守するための方策等について、各種パンフレット等
も活用しながら指導・助言を行うこと。

労務管理関係書類の未整備等が認められた場合は、整備
の必要性について説明した上で、作成方法等について指
導・助言を行うこと。

（ロ）そのほか、対象事業場が抱える労働基準関係法令等労務
管理上の問題等についても、必要に応じ助言等を行うこと。

ウ 文書交付

対象事業場における調査及び指導・助言等が終了した段階
で、面接者に別添３－１～別添３－３の点検結果書を交付す
ること。

その際、改善を求める事項があった場合は、期限までに、
別添４の改善状況報告書により報告するよう求めること。

エ 個別訪問の報告

個別訪問終了後、労務管理状況調査票及び交付した点検結
果書の写しを対象事業場の現状、指導・助言の内容等につい
て記述した自動車運転者時間管理等指導員勤務報告（執務準
則別紙様式１）に添付して速やかに監督課長へ提出すること。

オ 指導・助言に対する報告

点検結果書に対する対象事業場からの報告があった場合、報告に漏れ等がないかを確認し、監督課長へ報告することをもって完結とする。

2 指導員会議

(1) 研修会議等

本制度発足時や指導員交替時には、本制度の趣旨、指導員の役割、改善基準等にかかる情報等に関し、必要な関係資料をとりまとめ、計画的な研修会議を開催すること。

また、各年度当初には、当該年度の活動計画等についての連絡会議を開催し、活動内容の確認や情報の共有化等を図ること。

(2) 結果報告会議

必要に応じ、各年度の第4四半期に、当該年度に実施した指導員の活動実績等についての報告会議を開催すること。

3 集団指導等

局において集団指導等を実施する場合には、その事前準備等のほか、説明員として指導員を活用しても差し支えないこと。なお、本件集団指導等として、平成24年4月6日付け基監発0406第2号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における労働基準法等の説明について」において行うこととしている指導講習を含めることとしても差し

点検結果書に対する対象事業場からの報告があった場合、報告に漏れ等がないかを確認し、監督課長へ報告することをもって完結とする。

2 指導員会議

(1) 研修会議等

本制度発足時や指導員交替時には、本制度の趣旨、指導員の役割、改善基準等にかかる情報等に関し、必要な関係資料をとりまとめ、計画的な研修会議を開催すること。

また、各年度当初には、当該年度の活動計画等についての連絡会議を開催し、活動内容の確認や情報の共有化等を図ること。

(2) 結果報告会議

必要に応じ、各年度の第4四半期に、当該年度に実施した指導員の活動実績等についての報告会議を開催すること。

3 集団指導等

局において集団指導等を実施する場合には、その事前準備等のほか、説明員として指導員を活用しても差し支えないこと。

支えないこと。

第4

[Redacted text block]

第5 指導・助言の効果の把握、分析

一層の効果的・効率的な指導員業務の推進を図るため、局において、指導・助言を行った事業場を対象に、別添5のアンケート調査を実施すること。

また、把握した情報に基づき、指導・助言が効果的であったか

第4

[Redacted text block]

第5 指導・助言の効果の把握、分析

一層の効果的・効率的な指導員業務の推進を図るため、局において、指導・助言を行った事業場を対象に、別添5のアンケート調査を実施すること。

また、把握した情報に基づき、指導・助言が効果的であったか

否かについて、評価及び問題点の分析を行うこと。

第6 報告

- 1 各年度の指導員の勤務実績について、別添6により次年度の4月15日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。
- 2 第5のアンケート結果等について、別添7により次年度の5月31日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。

否かについて、評価及び問題点の分析を行うこと。

第6 報告

- 1 各年度の指導員の勤務実績について、別添6により次年度の4月15日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。
- 2 第5のアンケート結果等について、別添7により次年度の5月31日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。